

平成26年6月

## 「出資証券のペーパーレス化（不発行）」のお知らせ

平素より大阪信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、出資証券のお取り扱いにつきまして、次のとおりとさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまでは出資証券を発行しておりましたが、株式会社における株券の不発行制度と同様、平成26年8月1日より出資証券をペーパーレス化（不発行）し、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することにいたしました。

信用金庫の出資証券は、受領証等と同様の「証拠証券」にすぎず、出資証券保有の有無により会員としての地位や権利が変動するものではありません。

当金庫では、新たな出資業務支援システムの導入により、皆様からお預かりしている出資金はもちろんのこと、出資金を譲渡・脱退された後についても電子的管理が可能となっております。出資証券のペーパーレス化後も出資金ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりなく、残高管理につきましても厳格に行ってまいりますのでご安心ください。

なお、簡単ではございますが、皆様からのご質問にお答えする形でQ&Aを列記いたしましたのでご参照ください。

### 【出資証券ペーパーレス化（不発行）についてのQ&A】

**Q 1. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか。**

A 1. お手元の出資証券は、そのまま保管いただければ結構です。

**Q 2. 出資証券を紛失した場合はどうすればよいのですか。**

A 2. 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

**Q 3. 出資金に新規加入（相続加入）した場合はどうなるのですか。**

A 3. 出資金に新規加入（相続加入）いただいた際には、出資証券は発行いたしません。お名前や出資金額等を記載した「加入承諾書」を発行させていただきます。

Q 4. 脱退する時に出資証券はどうすればよいのですか。

A 4. 脱退の際には出資証券をご提出いただく必要はございません。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ先までご連絡ください。

**【お問合せ先】**

大阪信用金庫総務部

(担当：進藤、藤田、日根)

電話：06-6772-1520

(電話受付時間：平日 9:00~17:00)